

2020(令和 2)年 4 月 7 日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝 上 達 也

教職員の学外勤務や旅行等に係る
新型コロナウイルス対策の徹底について（要請）

本法人は、これまで 2020 年 3 月 30 日付文書、同年 4 月 3 日付文書「新型コロナウイルス感染拡大に伴う教職員への対応について（要請）」において、国外及び国内の感染が拡大している地域への学外勤務（勤務外活動を含む。）や私的旅行について自粛を要請しておりましたが、愛媛県内の感染者が日々増加している状況を鑑み、学外勤務（勤務外活動を含む。）や私的旅行に関する扱いを下記の通り改めます。

なお、これらの対応は、学生の安全確保と計画的な教育を実践するための措置であることをご理解いただき、遵守するよう要請いたします。

記

1. 首都圏や関西圏等の感染拡大地域への学外勤務（勤務外活動を含む。）については、真にやむを得ない緊急の用務を除き、当面見合わせる。
2. 私事による旅行についても、感染拡大地域への旅行は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に旅行する場合には、教育職員は人事課に、事務職員は所属長に、必ず事前に報告すること。
3. 学外勤務又は私事旅行に関わらず、感染拡大地域に赴く場合には、愛媛県内に戻った日から 2 週間、出勤しないこと。
4. 上記 3. の運用は、2020 年 3 月 27 日（金）以降、愛媛県内に戻った者を対象として適用する。

以上

<本件連絡先>

総務部健康支援課 電話 089-926-7131（内線 2212）

※対応時間帯：平日午前 8 時 30 分～午後 7 時

mu-hoken@matsuyama-u.jp